

○愛知大学人文社会学研究所規程

2015年4月1日制定
最終改正2017年4月27日

(名称)

第1条 本大学に愛知大学人文社会学研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(目的)

第2条 研究所は、人文社会学の領域に関する基礎研究及びその総合的又は学際的な活動を推進し、教育の向上に資するとともに、広く学術文化の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究資料の収集、調査研究及び成果の発表
- (2) 機関誌『文學論叢』その他研究書、資料集、定期刊行物等の発行
- (3) 研究会及び講演会の開催
- (4) 関係研究機関との交流及び共同研究
- (5) 研究調査のため、所員の国内又は海外への派遣
- (6) その他、研究所の目的達成に必要な事業

(部門の設置)

第4条 前条の目的及び事業の推進のため、研究所に次の研究部門を置く。

- (1) 社会、心理、教育学研究部門
- (2) 歴史、地理学研究部門
- (3) 文学研究部門
- (4) 言語学研究部門
- (5) 新領域創成研究部門

(職員)

第5条 研究所に次の職員を置く。

- (1) 所長 1名
 - (2) 所員
 - (3) 事務職員 若干名
- 2 研究所に客員所員、研究員及び補助研究員若干名を置くことができる。
- 3 研究所にポストドクター（以下「PD」という。）及びリサーチアシスタント（以下「RA」という。）を置くことができる。

(所長)

第6条 所長は、所務を統括し、研究所を代表する。

- 2 所長は、所員の中から別に定める方法により選出し、学長が委嘱する。
- 3 所長の任期は2年とし、交代年度の4月1日に就任するものとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 所長が任期未滿で交替したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(所員)

第7条 所員は、第3条に定める研究業務に従事する。

- 2 所員は、本学専任の教育職員（特任教員及び嘱託助教を含む。）のうちから、所員2名の推薦により、運営委員会及び所員会議の議を経て、所長が学長に推薦し、学長が委嘱する。
- 3 所員は、第4条に規定する部門のいずれか一つに所属するものとする。

(客員所員)

第8条 客員所員は、第3条に定める研究業務に従事する。

愛知大学人文社会学研究所規程

2 客員所員は、前条に規定する所員であった本学退職者本人の申請により、運営委員会及び所員会議の議を経て、所長が学長に推薦し、学長が委嘱する。

(研究員)

第9条 研究員は、所員と共同して研究業務に従事する。

2 研究員は、本学の専任教育職員以外の研究者のうちから所員2名以上の推薦のある者につき、運営委員会及び所員会議の議を経て、所長が学長に推薦し、学長が委嘱する。

3 研究員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。

(補助研究員)

第10条 補助研究員は、所員の指導をうけて研究業務に従事する。

2 補助研究員は、本学卒業生及びこれに準ずる者の中から、所員2名以上の推薦のある者につき、運営委員会及び所員会議の議を経て、所長が学長に推薦し、学長が委嘱する。

3 補助研究員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。

(PD)

第11条 PDは、研究所の研究プロジェクト等の補助的業務又は一定の職務を分担して研究に従事する。

2 PDの採用等に関しては、愛知大学ポストドクター規程の定めるところによる。

(RA)

第12条 RAは、研究所の研究プロジェクト等の研究代表者及び所員の指導をうけて研究調査活動に従事する。

2 RAの採用等に関しては、愛知大学リサーチアシスタント規程の定めるところによる。

(組織)

第13条 研究所に、所員会議及び運営委員会を置く。

(所員会議)

第14条 所員会議は、所長及び所員をもって組織し、研究所の事業及び運営の大綱を審議・決定する。

2 所員会議は、所長が招集し、議長となる。

3 所員会議は、所員の過半数の出席をもって成立するものとする。

4 所員会議の決議は、出席者の過半数の賛成によるものとする。

(運営委員会)

第15条 運営委員は、所員の中から別に定める方法により4名を選出し、所長が学長に推薦し、学長が委嘱する。

2 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 運営委員は次の分担にしたがって研究所の運営にあたる。

(1) 総務担当

(2) 機関誌『文學論叢』編集担当

(3) 企画担当

4 運営委員に欠員が生じたときは、これを補充するものとし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第16条 運営委員会は、所長及び運営委員をもって組織し、研究所の運営に関する事項を審議する。

2 運営委員会は、随時、所長が招集し、その議長となる。

(会員)

第17条 研究所に会員制度を設ける

2 会員は機関誌の配布その他研究所の定める特典を受けることができる。

3 本学学生及び卒業生のうち、希望する者を会員とする。会員となる手続その他会員に必要な事項は別に定める。

(細則)

第18条 この規程の施行にあたって必要な細則は、別に定めることができる。

(規程の改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、所員会議、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

2 前項に規定する所員会議の議決には、所員会議出席所員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

附 則 (制定)

(施行期日)

1 この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

(愛知大学文学会会則の廃止)

2 この規程の施行により、愛知大学文学会会則 (1949 年 11 月 15 日制定) は廃止する。

(経過措置)

3 第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、2015 年度における所員は愛知大学文学会の正会員をもってこれにあてて。

4 第 8 条の規定にかかわらず、2015 年度における客員所員は愛知大学文学会の特別会員をもってこれにあてて。

5 2015 年度における所長及び運営委員は、2014 年度中に愛知大学文学会の正会員によってこれを選出する。

附 則 (構成員の入所及び更新の申請に関する文言充足に伴う改正)

この規程は、2017 年 4 月 27 日から施行する。